

「令和6年度 近畿地方整備局（港湾空港関係）における総合評価落札方式の新たな取り組みに関する説明会」
質疑応答集

令和6年3月25日（月）

NO	質問内容	回答
1	作業船評価について、付属作業船として複数ある場合、保有形態の評価は合計されるのか。	従来通り評価対象は1隻のみであり、複数船舶の申請があった場合は、評価の一番低い作業船を加算対象とするため、ご留意いただきたい。
2	技術提案の効果確認を行った結果は、最終的にどういったところに活かされるのか。	技術提案の効果確認については、総合評価委員会の中でも説明をしており、各種テーマ設定の妥当性などの審議事項に活かされることを考えて当初進めてきた。しかし、それ以上に各現場にお伺いした際に、忌憚のないご意見を頂き改善に繋げるなど、受発注者の意見交換の場としても活かされている。
3	PDCAサイクルの導入について、今までの取組で導入の結果が出ているのか、今後の導入予定のことなのか。 また、PDCAのサイクル導入で、どのように変わるのか、いま現在、具体的な内容はあるのか。	今後、このようなサイクルを導入して、いま試行している内容の効果や改善点について検証する枠組みを進めていこうとするものである。そこで、効果が高いものについては全国的に横展開を行い、また逆に他地整で効果的な取組を近畿で導入して試行する形を考えている。 ただし、ガイドラインで考え方は示されているが、具体的な運用方法については最終的に詰めているところと聞いている。
4	技術提案の効果確認についても、今後の話なのか。 また、効果の確認の結果は公表されるのか。	技術提案の効果確認については、当局側で昨年度から徐々に行っており、今年度本格的に実施しているところである。 なお、どの提案の効果が高いかを公表することは難しい。今のところ、提案毎の評価に対する現場での効果については、整備局内で試行的に使う予定である。また、効果確認の整理については学識者のご意見も踏まえ今後行う予定であり、活用はこれからと考えている。
5	WTO対象金額8.1億円以上とあるが、早期公告（例えば3月公告）されており、4月以降に契約する案件も対象となるのか。	ご認識のとおりです。
6	A型及びS型WTOについて、WLB（ワークライフバランス）評価点は従前の配点の外数となるのか。	ご認識のとおりです。
7	タイプ別配点について、A型は港湾工事では実績があまりないと思うが、タイプの内容を具体的に教えてほしい。	港湾工事で実績の多いS型との大きな違いは、S型は当局の標準案に基づく予定価格の範囲内で技術提案を行うものであるが、A型はより高度なものに対して適用され、工事目的物の変更を含む技術提案を求め、提案に基づき予定価格を算出するものである。当局が公表している「入札・契約制度について」にも記載されているのでご参照いただきたい。
8	技術提案の効果確認について、近畿独自の取組みなのか、全国共通の取組なのか。 また、効果確認の結果によるペナルティはないという理解でよいのか。	近畿独自の取組みである。 また、技術提案の効果確認は、従前から行っている不履行に対し相応のペナルティがある技術提案の履行確認とは異なり、学識者から構成される総合評価委員会において、効果確認の事例を紹介してご意見をいただくなど、今後の参考とするために実施している。
9	技術提案の効果確認について、発注者が効果を確認した後、技術提案内容が非常にいいものと判断された場合、判断した以降の評価が高くなるなど、従前の評価が変わっていくものなのか。	学識者のご意見も踏まえ、技術提案の評価の妥当性について、今後参考とさせていただきます。
10	「主任(監理)技術者等未経験者育成型(工事)」【技術者要件】① 技術指導者の「・発注工事を含め3件以内の配置となっていること。※専任の技術指導者を配置する場合は、当該条件は不要」において、3件以内の配置要件に配置箇所等の条件はあるのか。例えば、発注工事以外の工事が近畿管内のみであるなど。	配置箇所等については、全国の直轄工事（港湾空港関係）において、技術指導者の配置状況を確認させていただいている。

NO	質問内容	回答
11	<p>「業務」に関しては、R6年度は、「新規」の内容や、事項的にはR5年度からの「継続」ものではあるが、R6年度において、その「継続」の中身の「(微)修正」が行われるような内容は全くない(すなわち、「業務」に関しては、R5年度と全く変わりなし)と理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>今年度、関係団体の皆様からは、新規制度のご要望というより既存の制度の運用に関するご要望をいただいているところです。引き続き、品質確保への配慮を前提としつつ、競争参加に対するインセンティブの向上に向けた適切な運用を図って参りたいと考えております。</p>
12	<p>1. 『港湾空港工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン』とは、「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(H27.3国土交通省港湾局)のことを言っているとの理解でよろしいでしょうか？</p> <p>2. 新しい「運用ガイドライン」は、「工事」だけでなく「業務」も対象にしており、したがって、説明会資料P4に記載の「統廃合等のあり方を検討するPDCAサイクルを導入」の話も、「工事」だけでなく「業務」にも適用されることになるということでしょうか？</p> <p>3. 新しい「運用ガイドライン」は本日現在まだ公表されておらず、したがって、まだ適用されていない、という理解でいいでしょうか？</p>	<p>1. 【工事】港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成27年3月(令和5年12月一部改定)国土交通省港湾局)、【業務】港湾空港関係における建設コンサルタント業務等のプロポーザル方式及び総合評価落札方式等運用ガイドライン(平成27年3月(令和5年12月一部改定)国土交通省港湾局)の内容についてご説明しております。</p> <p>2. 今回の一部改定において、「業務」にも各地方整備局におけるPDCAサイクルに基づく検証が盛り込まれました。</p> <p>3. ガイドラインは令和5年12月に一部改定され、国土交通省港湾局のHPに掲載されております。 https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk1_000016.html</p>
13	<p>(地元企業活用型JV工事の試行について)</p> <p>①対象は、P14に記載の港湾土木工事のみで、他(空港等土木工事、しゅんせつ工事等)は対象外でしょうか。</p> <p>②その他の構成員としての参加要件は、P12で示された、「数量を伴わない企業としての施工実績」のみということでしょうか。</p> <p>③その他の構成員について、参加要件以外に、企業の能力や技術者の能力に係る評価は無しと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>④作業船の保有等に係る評価は、どの構成員が保有している場合も同等に評価されますか。</p> <p>⑤「タイプ別配点」に、地域企業活用型JV工事の事例は記載されていないようですが、どのような配点になるのでしょうか(例えば、施工能力評価型I型(施工計画重視型)、(地元企業活用審査型)における「工事成績等」、「活用状況」の合計6点がP14に示された「出資比率に応じた評価基準」に該当する)。</p>	<p>①令和6年度は、港湾土木工事で1件程度の試行を予定しております。</p> <p>②本試行も含め令和6年4月以降公告の案件では、代表者以外の構成員の同種工事の施工実績には数量要件を課さない競争参加資格の緩和を図ります。</p> <p>③各評価項目につきましては、工事内容等を勘案し、適宜設定いたしますので、一概には回答いたしかねます。</p> <p>④本試行において、「作業船の保有形態、新造及び環境性能の評価」については構成員のいずれかのものでよいとしますが、その他につきましては③に記載の通りです。</p> <p>⑤ご認識のとおり、各評価型の(地元企業活用審査型)における「地元一次下請企業の工事成績等」と「地元企業の活用状況」を合計した配点が、今回の「地元中小企業の出資比率」の配点となります。</p>
14	<p>主任(監理)技術者等未経験者育成型(工事)において、技術指導者が建設業法上の専任技術者や令3条の使用人でも問題はありますか。</p>	<p>「建設業法上の専任技術者」が営業所専任技術者を意味しているのでしたら、一定の要件を満たす場合、専任を要しない技術指導者を兼務できることがあります。一概には回答いたしかねます。令3条の使用人に関しても同様と考えます。</p>
15	<p>2-1 令和6年度の総合評価落札方式における取組方針において今後は「スイング掘削に関する提案」「汚濁防止枠(中間拡幅枠)設置に関する提案」が「オーバースペック等」の「標準的な項目」として評価対象外になるとの説明を受けました。</p> <p>①令和6年版の「オーバースペック等」は現在未公開と認識しております。上記評価基準の適用開始時期について御教示願います。</p> <p>②公告済み案件において「評価基準」に「オーバースペック等～は令和5年3月参照」と記述されている場合、「スイング掘削」「汚濁防止枠(中間拡幅枠)」に関する提案はオーバースペック等に該当すると判断されますでしょうか。</p>	<p>①「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について(総合評価落札方式) 令和6年4月 近畿地方整備局 港湾空港部」は、令和6年4月1日以降公告の工事より適用します。</p> <p>②令和6年3月31日以前の公告案件については、令和5年3月公表版が適用されるため、「スイング掘削」、「汚濁防止枠(中間拡幅枠)」に関する提案はオーバースペック等に該当すると判断いたしません。</p>